

事務連絡
令和3年1月8日

各港湾管理者 殿

国土交通省港湾局海岸・防災課
危機管理室長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた対応について（周知・協力依頼）

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県の1都3県に対し発出されるとともに、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、昨日開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添1のとおり指示がなされ、また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添2～5のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底の要請、③在宅勤務（テレワーク）等の推進、④催物の開催制限、施設の使用制限等に係る営業時間短縮要請への協力依頼等を職員各位および、貴職管内の国際拠点港湾において港湾運営会社が指定されている場合は、当該港湾運営会社に対し周知徹底を図るとともに、必要な対応を行っていただくようご協力をお願ひいたします。

なお、基本的対処方針（P20）において、「港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化等を行う」ことが新たに記載されておりますことを併せてお知らせいたします。

（添付資料）

（別添1）第15回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣ご発言

以下、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

（別添2）新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

（別添3）職場への出勤等（テレワーク等）について

（別添4）緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

（別添5）新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条の規定に基づく要請及び指示並びに第24条の規定に基づく要請について